

長野県土木工事共通仕様書 (建設部)

平成21年(2009年) 5月13日付け21建政技第 61号 (平成21年 6月1日適用)
平成21年(2009年)11月19日付け21建政技第275号 (平成22年 1月1日適用) 一部改正
平成21年(2010年) 5月7日付け22建政技第 49号 (平成22年 6月1日適用) 一部改正
平成26年(2014年) 6月20日付け26建政技第 91号 (平成26年 8月1日適用) 一部改定
平成30年(2018年) 3月6日付け29建政技第306号 (平成30年 4月1日適用) 一部改定
平成30年(2018年) 9月21日付け30建政技第167号 (平成30年10月1日適用) 一部改定
平成31年(2019年) 3月18日付け30建政技第332号 (平成31年4月1日適用) 一部改定
令和元年(2019年) 9月19日付け元建政技第232号 (令和元年10月1日適用) 一部改定
令和2年(2020年) 9月2日付け2 建政技第176号 (令和2年10月1日適用) 一部改定

令和~~2~~3年10月1日版

第1編 共 通 編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1-2 用語の定義

27. 書面

書面とは、~~手書き、印刷物等による~~工事打合せ簿等の工事帳票をいい、~~発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、~~情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた~~工事帳票については、ものを有効とする。ただし、やむを得ず、~~情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）~~がなくともしたのも~~も有効とする。

38. 工事検査

工事検査とは、検査職員が契約書第~~3132~~条、第~~3738~~条、第~~3839~~条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

39. 検査職員

検査職員とは、契約書第~~3132~~条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員等が必要と認めた場合、受注者に図面の原図~~若しくは電子データ~~を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録

1. 一般事項

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員等の確認を受けたうえ、受注時は契約後に、契約日を除き10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、早期契約制度等の場合は、工事開始日から10日以内とする。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信

される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-11 工事用地等の使用

2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに、**発注者の負担により借地する範囲以外**の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

1-1-1-12 工事の着手

受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日から準備期間内に工事に着手**す**なければならない。なお、準備期間は特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は30日）とする。

1-1-1-15 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成29年3月31日付け28監建政技第324号）、「**建設工事における施工体制台帳作成などの取扱について**」（令和3年2月9日付け2建政技第341号）及び「**施工体制台帳の作成等の改正について**」（令和3年3月4日付け2建政技第373号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員等に**提出**しなければならない。

なお、**施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。**

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、**監理技術者補佐**、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名**及び社印**の入った名札等を着用させなければならない。

1-1-1-19 工事の一時中止

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員等を通じて発注者に**提出**し、**承諾を得る協議**するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-29 工事しゅん工検査

5. 修補の指示

修補は、修補処理規程（平成15年4月1日15会検第1号〔最終改正 令和元年12月19日元契検第95号〕）に基づき処理する。

検査職員は、検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、合否判定を保留し、検査結果検討会議に諮り、その結果を発注機関の長に通知する。

検査職員発注機関の長は、~~修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる受注者に修補を指示する。~~

7. 適用規定

受注者は、当該工事しゅん工検査については、本編1-1-1-~~2425~~監督員等による検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。

1-1-1-30既済部分検査

4. 修補

受注者は、~~検査職員の指示による~~修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、本編1-1-1-~~2425~~監督員等による検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。

1-1-1-38工事中の安全確保

10. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。~~なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。~~

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

1-1-1-42環境対策

5. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進

に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができ、これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成~~23~~28年~~7~~8月~~13~~30日付国総環リ第~~1~~6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

1-1-1-44交通安全管理

4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成~~30~~30年~~12~~12月令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第~~5~~1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

11. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月28日改正政

令第41号) 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和~~元~~2年~~9~~6月改正 政令第~~109~~181号) 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和~~元~~2年6月改正 法律第~~37~~52号) 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-1-45施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第~~33~~34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員等と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-46諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 地方自治法 | (平成28年12月改正 法律第101号) |
| (2) 建設業法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (平成30年7月令和2年3月改正 法律第 74 14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| (8) 雇用保険法 | (平成30令和2年76月改正 法律第 74 54号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (平成30令和2年56月改正 法律第 31 40号) |
| (10) 健康保険法 | (令和 元 2年 5 6月改正 法律第 9 52号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (令和 元 2年 5 6月改正 法律第 16 40号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (令和 元 2年 6 3月改正 法律第 37 14号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成30令和元年12月改正 法律第 102 63号) |
| (14) 道路法 | (平成30令和2年36月改正 法律第 64 9号) |

- (15) 道路交通法 (令和~~元~~2年6月改正 法律第~~375~~2号)
- (16) 道路運送法 (令和~~元~~2年6月改正 法律第~~373~~6号)
- (17) 道路運送車両法 (令和~~元~~2年~~6~~-3月改正 法律第~~375~~号)
- (18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
- (19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (21) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)
- (22) 航空法 (令和~~元~~2年6月改正 法律第~~386~~1号)
- (23) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)
- (24) 軌道法 (~~平成29~~令和2年6月改正 法律第~~454~~1号)
- (25) 森林法 (~~平成30~~令和2年6月改正 法律第~~354~~1号)
- (26) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)
- (27) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (28) 大気汚染防止法 (~~平成29~~令和2年6月改正 法律第~~453~~9号)
- (29) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (30) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (31) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (32) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (34) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (35) 文化財保護法 (~~平成30~~令和2年6月改正 法律第~~424~~1号)
- (36) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
- (37) 電気事業法 (~~平成30~~令和2年6月改正 法律第~~414~~9号)
- (38) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)
- (39) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (40) 建築基準法 (令和~~元~~2年6月改正 法律第~~374~~3号)
- (41) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)
- (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)
- (43) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)

- (44) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)
- (45) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)
- (46) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成27年9月改正 法律第66号)
- (49) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)
- (50) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (51) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)
- (52) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (53) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (54) 厚生年金保険法 (平成30令和2年76月改正 法律第
7140号)
- (55) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)
- (56) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (57) 所得税法 (令和元2年63月改正 法律第288
号)
- (58) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)
- (59) 著作権法 (平成30令和2年76月改正 法律第
7248号)
- (60) 電波法 (令和元2年64月改正 法律第23
号)
- (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和元2年6月改正 法律第2042号)
- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29令和2年63月改正 法律第
4514号)
- (63) 農薬取締法 (平成30令和2年612月改正 法律第
5362号)
- (64) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)
- (65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正法律第41号)
- (66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正法律第35号)
- (67) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成30令和2年6月改正 法律第6742号)

1-1-1-51不可抗力による損害

3. その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第2627条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-53保険の付保及び事故の補償

3. 掛金収納書の提出建設業退職金制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、中小企業退職金共済制度に該当する場合は、その加入を証明する証拠書類を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提示しなければならない

第2章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督員等の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と**協議**しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（平成27令和2年39月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月一部改正）
環境庁	水質汚濁に係わる環境基準について	（平成31年3月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成28年12月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成27令和2年39月）
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会	道路土工—軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工—盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工—切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（平成24年4月）
日本道路協会	舗装再生便覧	（平成22年11月）
日本道路協会	舗装施工便覧	（平成18年2月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成9年12月）
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	（昭和53年7月）
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事等における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）	（平成24年3月）

建設省 道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
国土交通省 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(令和
元 2年10月)	
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編]	(平成11年11月)
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	
[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成29-令和2年
67月)	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成13年12月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	
(樋門編)	(平成13年12月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成4年10月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成21年4月)
土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)	(平成30年10月)

第3節 共通的工種

1-2-3-4 矢板工

14. 落錘による打込み

受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。

1-2-3-6 小型標識工

1. 一般事項

受注者は、視認識上適切な反射特性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。

2. 反射標識の取扱い

受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。~~が~~ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。

1-2-3-13 ポストテンション桁製作工

4. グラウトの施工

(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。

(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。

第4節 基礎工

1-2-4-4 既製杭工

21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。

1-2-4-9 鋼管矢板基礎工

11. 鋼管矢板の溶接

(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。

第6節 一般舗装工

1-2-6-7 アスファルト舗装工

4. 加熱アスファルト安定処理の規定

(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員等の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

1-2-6-11 グースアスファルト舗装工

9. 設計アスファルト量の決定

(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の垂質量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

第10節 仮設工

1-2-10-16 トンネル仮設備工

10. 換気等の効果確認

受注者は、換気の実施等の効果を**確認**するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは**32mg/m³**以下とし、掘削断面積が小さいため、**32mg/m³**を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、**32mg/m³**に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

第12節 工場製作工（共通）

1-2-12-2 材料

7. 工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

- (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。
工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

第17節 植栽維持工

1-2-17-2 材料

1. 一般事項

受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員等に品質を証明する資料等の、**確認**を受けなければならない。

なお、薬剤については農薬取締法（**平成30令和元年6月12日改正 法律第5362号**）に基づくものでなければならない。

1-2-17-3 樹木・芝生管理工

2. 剪定の施工

受注者は、剪定の施工に**ついてはあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年6月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。**

なお、剪定形式について監督員等より**指示**があった場合は、その**指示**によらなければならない。

4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）等の施工

受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第2節 適用すべき諸基準

1. 適用規定

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と**協議**しなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）

土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）

土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）

国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）

国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について
（平成14年7月31日）

「アルカリ骨材反応抑制対策および運用の改正について」

（14監技第218号 平成14年8月26日）

土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19令和2年83月）

公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事
（平成21年29年9月）

機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）
（平成28年7月）

流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
（平成29年3月）

機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン
（平成29年3月）

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月）

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月）

道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン

第3節 レディーミクストコンクリート

1-4-3-3 配合

1. 一般事項

受注者は、コンクリートの配合において、**設計図書**の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを**をもつ**が得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

第4節 現場練りコンクリート

1-4-4-4 材料の計量及び練混ぜ

2. 材料の計量

(6) 受注者は、各材料を、一**練りバッチ**分ずつ**垂質量**で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については表1-4-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。

なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

第5節 運搬・打設

1-4-5-4 打設

14. 上層下層一体の締固め

受注者は、コンクリートを**2**層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。

1-4-5-5 締固め

3. 上層下層一体の締固め

受注者は、コンクリートを**2**層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。

第6節 鉄筋工

1-4-6-5 継手

8. 機械式鉄筋継手

(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規程によるものとする。

①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。

②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。

第9節 寒中コンクリート

1-4-9-3 養生

5. 養生中のコンクリート温度

受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-4-4の値以上とするのを標準とする。

なお、表1-4-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-4-3に示す期間も満足する必要がある。

第2編 材 料 編

第2章 土木工事材料

第4節 木 材

2-2-4-1 一般事項

1. 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

2. 寸法表示

設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

3. 県産材の使用

木材は原則として県産木材を使用することとし、施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木材産地証明書発行基準（別紙）に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、竣工書類に産地証明書等を添付すること。供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。

(別紙)

長野県産土木用産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材産地証明書(以下証明書という)を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (1) 長野県県産間伐材供給センター協議会(以下供給センターという)を構成する者及びその構成員。
- (2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。
証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747(東信木材センター協同組合連合会内)(Tel 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 南安曇郡三郷村温4000(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (1) 証明書発行申請書(様式1)
- (2) 素材丸太にあつては、その生産者の、加工品にあつてはその加工製造業者の「出荷証明書」(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種(県産材使用を明記する) ⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の署名または押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、(様式2)とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式1)

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

平成 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者)

〇〇木材株式会社
代表者 長野太郎

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名：平成 年度 県単 工事 線 市 字
発注者：長野県〇〇建設事務所長
品 種：県産からまつ間伐材使用
2.0m×8～12cm 皮むき丸太 500本
製造者：〇〇木材株式会社
製造日：平成 年 月 日
添付書類： 出荷証明書
その他：

(様式2)

県産土木用材産地証明書

殿

平成 年 月 日

長野県岡田町30-16
県産間伐材供給センター協議会長

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納 材 者	氏名又は名称 及び代表者名		
樹 種	規格・仕様	数	量

第8節 瀝青材料

2-2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和~~元~~2年64月改正 政令第~~19~~148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。

第3編 河川編

第1章 築堤・護岸

第12節 付帯道路施設工

3-1-12-2 境界工

3. 設置位置

受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「長野県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

第3章 樋門・樋管

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）

国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）

国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）

国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）

国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29令和元年410月）

長野県土木事業設計基準

第5章 堰

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

○ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）

- 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成 12 年 10 月）
- 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 22 年 6 月一部改正）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成 24 年 3 月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成 24 年 3 月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成 24 年 3 月）
- 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 令和 2 年 39 月）
- 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 31 年 2 月）
- 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月）

第 6 章 排水機場

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

- ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）
- 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 22 年 6 月一部改正）
- 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成 27 令和 2 年 21 月）

第 8 章 河川維持

第 5 節 堤防養生工

3-8-5-2 芝養生工

1. 草等の処理

受注者は、抜き取り（**抜根**）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員等の指示した場合はこの限りではない。

3. 雑草の抜き取り（**抜根**）

受注者は、人力により雑草の抜き取り（**抜根**）を施工しなければならない。

第 6 節 構造物補修工

3-8-6-4 ボーリンググラウト工

13. 一時中断の処置

受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。

第 9 章 河川修繕

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

- 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）
- 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）
- ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）
- 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27令和2年21月）
- 長野県土木事業設計基準

第4編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第8節 コンクリート堰堤工

4-1-8-4 コンクリート堰堤本体工

18. 砂防ソイルセメント

受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規程による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

1819. 吸出し防止材の施工

受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。

第11節 砂防堰堤付属物設置工

4-1-11-4 境界工

3. 杭（鉋）の設置

受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「長野県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

第6編 道 路 編

第1章 道路改良

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

○国土交通省日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成2729年3月)

第2章 舗装

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)

日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)

日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)

日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)

日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)

日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)

日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)

国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)

日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)

国土交通省日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和元2年106月)

日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)

第 9 節 標識工

6-2-9-1 一般事項

3. 適用規定

受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第 4 章**基礎及び施工**道路標識の設計、施工」（日本道路協会、~~昭和 62~~令和 2 年 16 月）の規定、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定、第 1 編 1-2-3-6 小型標識工、1-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、1-2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年 8 月）による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

6-2-9-2 材 料

5. 下地処理

受注者は、標示板の下地処理にあ**たっ**~~た~~ては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。

6. 文字・記号等

受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説第 4 章**基礎及び施工**道路標識の設計、施工」（日本道路協会、~~昭和 62~~令和 2 年 16 月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

第 12 節 道路付属施設工

6-2-12-3 境界工

1. 一般事項

受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。

文字「**県**」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

第3章 橋梁下部

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27令和2年39月）

日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）

日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）

日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）

日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27令和2年39月）

日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27令和2年39月）

日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）

日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）

日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）

日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）

日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）

日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）

日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成29年11月）

第3節 工場製作工

6-3-3-1 一般事項

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員等の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。

第 8 節 鋼製橋脚工

6-3-8-9 橋脚フーチング工

4. 適用規定

受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、~~平成 27~~令和 2 年 39 月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。

また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。

6-3-8-11 現場継手工

1. 適用規定 (1)

現場継手工の施工については、第 1 編 1-2-3-23 現場継手工の規定による。

2. 適用規定 (2)

受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）20 章施工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）、「鋼道路橋施工便覧現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、~~平成 27~~令和 2 年 39 月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。

第 4 章 鋼橋上部

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（~~平成 27~~令和 2 年 39 月）

日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和 55 年 8 月）

日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 31 年 2 月）

日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）

日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成 19 年 10 月）

日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成 28 年 12 月）

日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和 54 年 1 月）

- 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成 3 年 7 月）
- 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成 19 年 3 月）
- 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成 14 年 3 月）
- 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成 29 年 11 月）
- 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 5 章 コンクリート橋上部

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成 29 年 11 月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成 29 年 11 月）
- 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 31 年 2 月）
- 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月）
- 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（~~平成 6~~令和 2 年 29 月）
- 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（~~平成 10~~令和 2 年 19 月）
- 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成 28 年 12 月）
- 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成 19 年 10 月）
- 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成 7 年 12 月）
- 国土開発技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針（平成 930 年 7 月）
- 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成 29 年 11 月）
- 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 6 章 トンネル (NATM)

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

- 建設省 道路トンネル技術基準（平成元年 5 月）
- 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成 15 年 11 月）
- 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年 9 月）
- 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成 28 年 8 月）
- 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成 28 年 8 月）
- 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成 28 年 8 月）
- 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成 21 年 2 月）
- 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和 43 年 12 月）
- 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成 31 年 3 月）
- 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成 24 年 7 月）
- 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成 22 年 3 月）
- 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 11 年 3 月）
- 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事等における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成 24 年 3 月）
- 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成 8 年 10 月）
- 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 29 令和 2 年 6 7 月）
- 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成 29 年 11 月）
- 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）
- 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成 30 年 1 月）

第7章 コンクリートシェッド

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）
- 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）
- 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）
- 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）
- 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）
- 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）
- 日本道路協会 杭基礎施工便覧（~~平成27~~令和2年39月）
- 日本道路協会 杭基礎設計便覧（~~平成27~~令和2年39月）
- 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（~~平成6~~令和2年29月）
- 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）
- 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）
- 日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）
- 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）
- 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）
- 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）
- 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）
- 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成29年11月）

第 8 章 鋼製シェッド

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成 29 年 11 月）

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 令和 2 年 39 月）

日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和 55 年 9 月）

日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 31 年 2 月）

日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）

日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和 54 年 1 月）

日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成 3 年 7 月）

日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成 27 令和 2 年 39 月）

日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 27 令和 2 年 39 月）

日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成 16 年 12 月）

日本道路協会 道路土工要綱（平成 21 年 6 月）

日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成 24 年 7 月）

日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成 22 年 3 月）

日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 11 年 3 月）

日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成 24 年 4 月）

日本道路協会 落石対策便覧（平成 12 年 6 月）

日本道路協会 道路防雪便覧（平成 2 年 5 月）

日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成 29 年 11 月）

日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 9 章 地下横断歩道

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和 54 年 1 月）

日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 27 令和 2 年 39 月）

日本道路協会 道路土工—カルバート工指針（平成 22 年 3 月）

日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成 29 年 11 月）

日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 11 章 共同溝

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

○日本道路協会 共同溝設計指針（昭和 61 年 3 月）

~~○道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領—（案）（平成 6 年 3 月）—~~

○土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成 28 年 8 月）

○日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成 29 年 11 月）

○日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 12 章 電線共同溝

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

~~道路保全技術センター 電線共同溝（平成 7 年 11 月）~~

日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成 29 年 11 月）

日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 13 章 情報ボックス工

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

~~道路保全技術センター 電線共同溝（平成 7 年 11 月）~~

日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成 29 年 11 月）

日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）

第 14 章 道路維持

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等と協議しなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和 53 年 7 月）

日本道路協会 舗装再生便覧（平成 22 年 11 月）

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成 31 年 3 月）

日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和 54 年 2 月）

日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成~~27~~令和 2年
68月）

日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成 28年 3月）

日本道路協会 舗装施工便覧（平成 18年 2月）

日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成 13年 9月）

日本道路協会 舗装設計施工指針（平成 18年 2月）

日本道路協会 舗装設計便覧（平成 18年 2月）

日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成 28年 11月）

日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその
解説ー（平成 29年 11月）

日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29年
11月）

。

第 7 節 標識工

6-14-7-2 材 料

6. 標識示板の文字・記号等

受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説第 4 章基礎及び施工道路標識の設計、施工」（日本道路協会、昭和~~62~~令和 2年 16月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

第 16 章 道路修繕

第 9 節 標識工

6-16-9-2 材 料

6. 標示板の文字・記号等

受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説第 4 章基礎及び施工道路標識の設計、施工」（日本道路協会、昭和~~62~~令和 2年 16月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。